

令和4年8月25日
長野県司法書士会

事業報告書

第1 相談会名

司法書士制度150周年記念 全国一斉『遺言・相続』無料相談会

第2 開催日時

令和4年8月7日（日）10時00分～16時00分

第3 相談方式及び会場

1 面談相談

(1) 会場（4会場）

- ア 長野会場 長野市サンマリーンながの・リサイクルプラザ
- イ 上田会場 上田市勤労者福祉センター
- ウ 松本会場 松本商工会館
- エ 伊那会場 伊那公民館

(2) 実施形態 完全予約制

- ア 長野県司法書士会ホームページの予約フォームから予約
- イ 長野県司法書士会事務局へ電話で予約

(3) 相談時間 45分

2 電話相談 長野県司法書士会館にて

電話番号2本・3回線（フリーダイヤル）で実施

3 Web相談

(1) 会場 各相談担当者事務所

(2) 実施形態 完全予約制

- ア 長野県司法書士会ホームページの予約フォームから予約
- イ 長野県司法書士会事務局へ電話で予約

(3) 相談時間 45分

第4 開催趣旨

昨今、社会問題化している、所有者不明土地問題や空き家問題の対策のために、令和3年4月28日に相続登記の義務化を定める法律が公布され、令和6年4月1日から施行されることとなりました。これにより、相続人が相続の開始を知り、かつ、所有権を取得したと知った日から3年以内に相続登記を申請する必要がある事に加えて、法律が施行される前に既に相続が発生しているケースについても、施行日から3年以内に相続登記を申請する必要があるため、今後、不動産の相続登記の

専門家である司法書士には、一層重要な役割が求められてきます。

前記法改正が目前に迫る中、司法書士制度は、令和4年8月3日をもって150周年を迎えました。日本司法書士会連合会では、司法書士制度150周年を記念して、市民の遺言・相続手続に関する相談ニーズに応えるために、相続に関する諸問題に対する無料相談会を全国一斉に開催することとし、当会においても、連合会の呼びかけに応じ相談会を開催しました。今回の相談会は、多角的な相談ニーズに応えるため、面談相談・電話相談・Web相談を同時に開催するいわゆる「ハイブリッド開催」にて行いました。

また、相続に関する相談は、成年後見に関する相談と密接に関連してくることから、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部とも協力して開催しました。

第5 相談件数

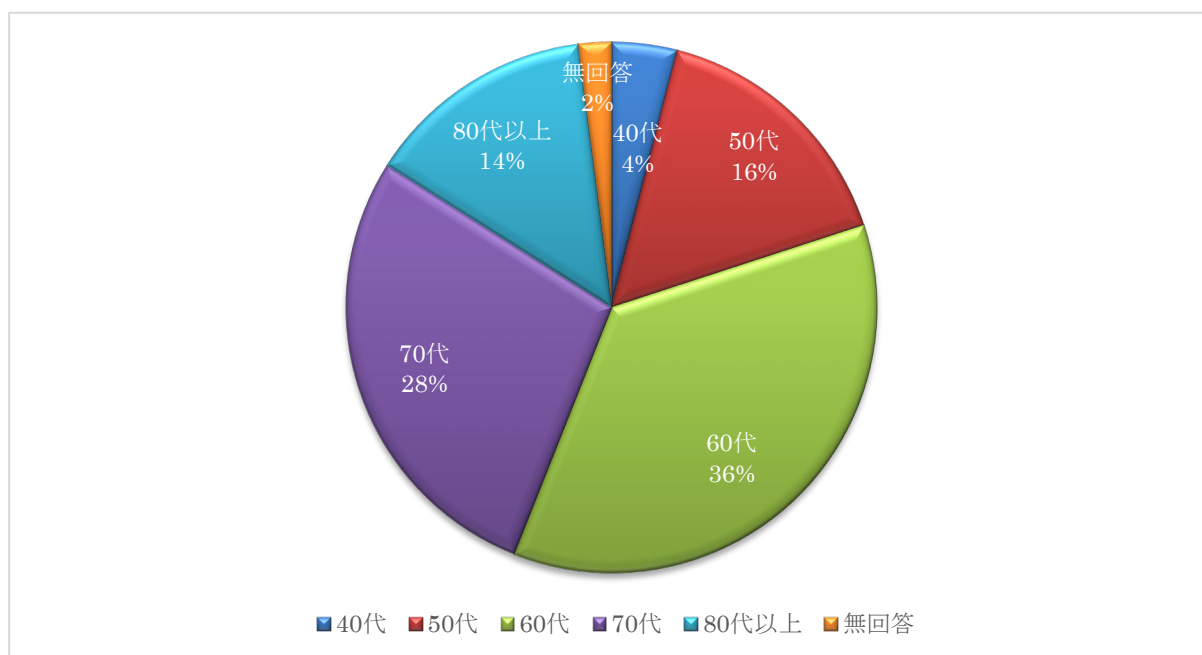
合計 50件

内訳

- 1 面談相談 32件
長野会場9件 上田会場6件 松本会場8件 伊那会場9件
- 2 電話相談 16件
- 3 Web相談 2件

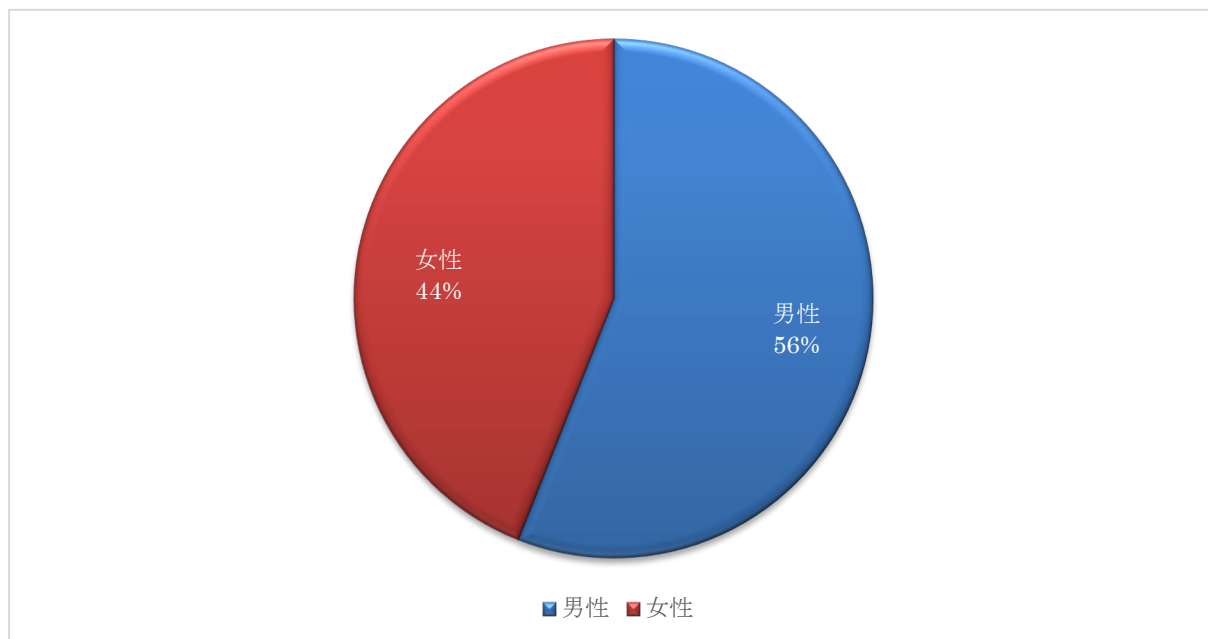
(1) 年代

40代	2人	50代	8人	60代	18人
70代	14人	80代以上	7人	無回答	1人



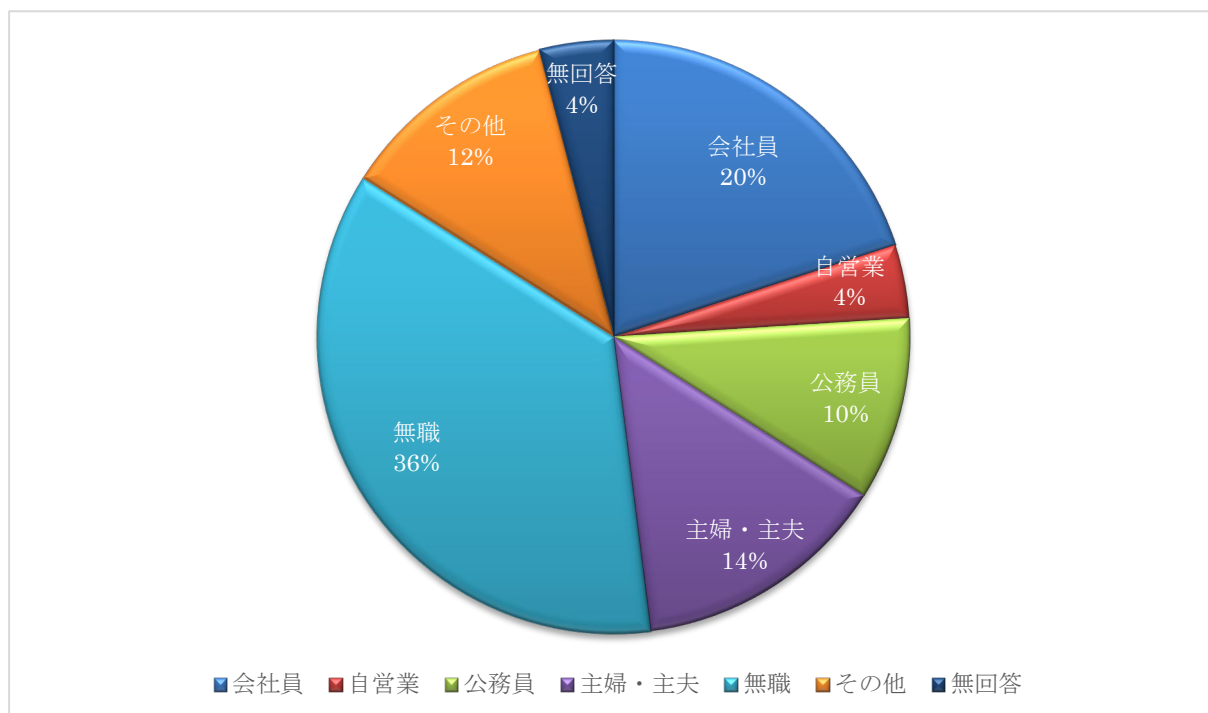
(2) 性別

男性 28人 女性 22人



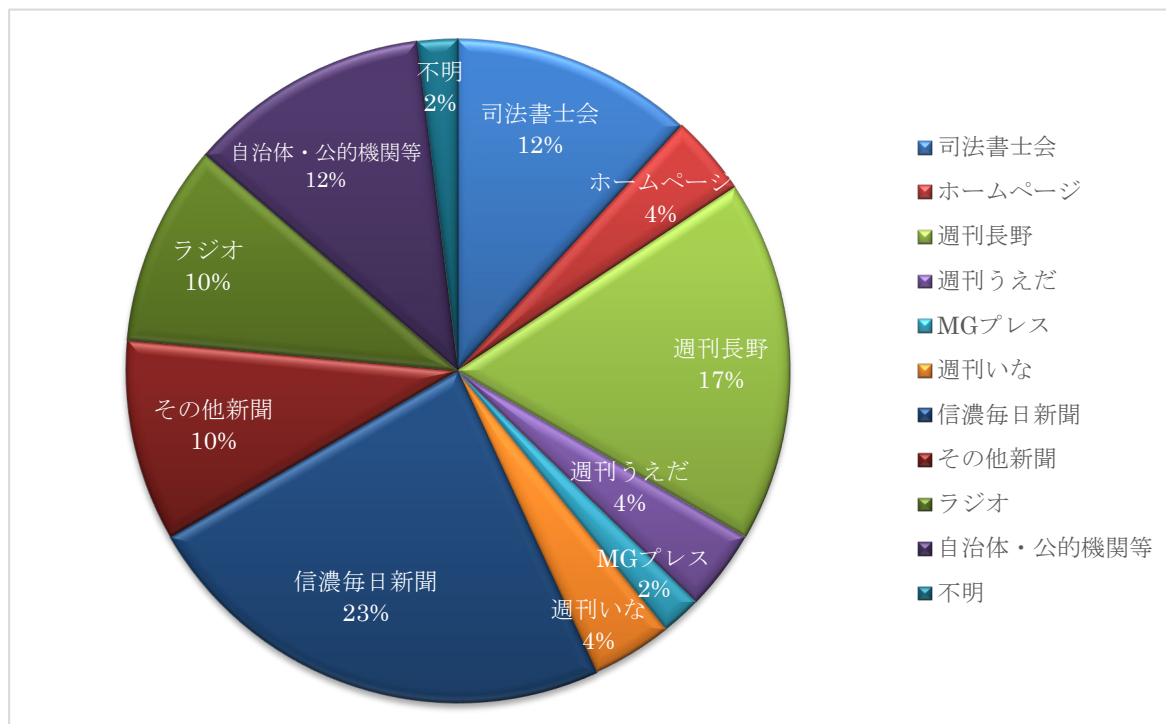
(3) 職業

会社員 10人 自営業 2人 公務員 5人
主婦・主夫 7人 無職 18人 その他 6人
無回答 2人



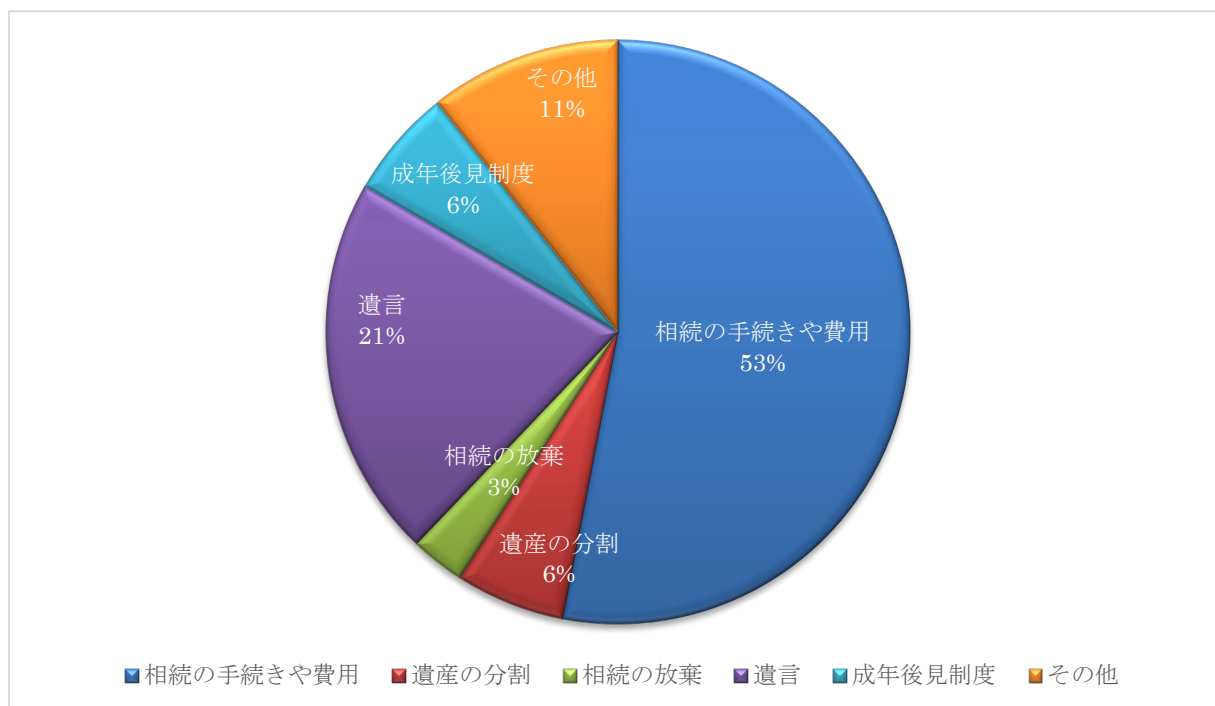
(4) 相談会を何で知ったか (複数回答)

司法書士会	6人	ホームページ	2人	週刊長野	9人
週刊うえだ	2人	MGプレス	1人	週刊いな	2人
信濃毎日新聞	12人	その他新聞	5人	ラジオ	5人
自治体・公的機関等	6人	不明	1人		



(5) 相談内容

相続の手続きや費用 35件 遺産の分割 4件 相続の放棄 2件
遺言 14件 成年後見制度 4件 その他 7件



第6 相談内容のうち主なもの

- (1) 遺言書の書き方・作成方法について知りたい
- (2) 相続登記の手続きについて知りたい
- (3) 生前贈与と相続の違いについて知りたい
- (4) 遺言と遺留分について知りたい
- (5) 特別受益について知りたい
- (6) 遺産分割をしたいが相続人の一人が認知症である場合どうしたら良いか
- (7) 成年後見制度と家族信託について知りたい

第7 実施した感想・コメント・今後の対応

まず、本相談会の電話相談において、10時の開始直後に電話が受信できないトラブルがあり、相談者の方にはご不便・ご迷惑をおかけしました点、本書をもってお詫び申し上げます。

さて、本相談会は、司法書士制度150周年記念事業として開催した臨時の相談会で、かつ、休日での終日開催に加えて、3つの方法で実施するハイブリッド開催という初めての試みであったこと、また、新型コロナウイルス感染症の第7波による感染者が激増している状況下での開催であったことから、どの程度の相談が寄せられるか不透明ではありましたが、結果として50件もの相談が寄せられたことは、市民の皆様からの関心が高い相談会であったと考えています。

今回の相談会では、従前実施している相談会では30分としている相談時間を4

5分とし、じっくり相談を聞く体制をとることとしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、面談相談会を完全予約制にし、相談の間を15分間空けることで換気や消毒を徹底するほか、個室での相談として会場が密にならない対策を実施しました。

今回は記念事業として臨時での開催でしたが、本相談会に限らず、相続に関する相談会を開催する度に、市民の方の相続に対する関心の高さや問題意識は年々高まっていると感じています。この傾向は、相続登記の義務化を定める法律が施行される令和6年4月1日が近づくにつれて一層高まると考えられることから、相続に関する無料相談会を開催する事は、司法書士が頼れる存在であることを市民の皆様を知っていただける良い機会であると考えています。

当会では、今後も「身近なくらしの法律家」である司法書士に求められる役割を果たすために今回と同様な相談会を開催していきます。

第8 当日の様子



